○東北地方整備局告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年二月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　一般国道338号改築工事（白糠バイパス・青森県下北郡東通村大字白糠字赤平地内から同村大字白糠字銅屋地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び村道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭、字前田、字家ノ上、字大川目及び字銅屋地内

２　使用の部分　青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭、字前田、字家ノ上及び字銅屋地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道338号改築工事（白糠バイパス）並びにこれに伴う附帯工事及び村道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山地内から同県下北郡東通村大字白糠字銅屋地内までの延長6,680ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う附帯工事及び村道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道338号改築工事（白糠バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される村道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下「関連事業」という。）。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に

掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、本件区間の道路管理者である青森県は、道路法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道338号（以下「本路線」という。）は、北海道函館市を起点とし、青森県下北郡大間町、同郡東通村、三沢市等を経由して、同県上北郡おいらせ町に至る延長261.4㎞の幹線道路である。

現在、下北地域と県庁所在地である青森市方面及び南部地域の中心都市である八戸市方面とを結ぶ路線は、陸奥湾沿岸を縦断する一般国道279号及び太平洋沿岸を縦断する本路線の２路線に限られており、これらの路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、青森県防災会議が作成した青森県地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されているなど、災害発生時における緊急物資の供給等に必要な人員や物資の輸送等にも利用される重要な路線である。

また、本路線の沿線には、上北郡六ヶ所村に原子燃料サイクル施設等が存するむつ小川原開発地区、下北郡東通村には東北電力株式会社の東通原子力発電所といった我が国のエネルギー政策にとって重要な施設等が立地しており、これらのプロジェクトを支援する道路としても、本路線は重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車道幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が複数存在するほか、青森県が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき設定した津波浸水想定の区域内となっている区間も存し、最大クラスの津波が発生した場合には、現道が土砂やがれき等により通行不能となり、長期間の通行止めを余儀なくされる危険性が極めて高い状況となっている。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を確保した良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円

滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年８月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動については環境基準等を満足するとされている。大気質のうち建設機械の稼働に係る粉じん等については、道路環境影響評価の技術手法に示されている降下ばいじんの参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、散水の実施により参考値を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については、法令により定められた基準を超える値がみられるものの、遮音壁等の設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、これらの措置を講ずることとしている。

また、起業者が令和４年８月等に実施した調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラギンスジヒョウモン、準絶滅危惧として掲載されているサクラマスその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌハギ、キキョウ、キタノコギリソウ、オナモミ及びサルメンエビネその他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さいと予測された種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・低減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、サクラマスについては、産卵遡上時期に配慮した工事内容の調整等の措置を講ずるとともに、橋梁工事にあたり濁水の発生が懸念されることから、沈砂池等の設置を行い、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４か所確認されているが、このうち３か所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存等を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１か所についても青森県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、山側ルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は移転対象物件数は多いものの、二級河川老部川に設置される橋梁の延長が短いため施工性に優れていると判断されること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は十分な車道幅員、最小曲線半径等が確保されていない区間が存するほか、自然災害発生時における現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなるエネルギーの道国道338号整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県下北郡東通村役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭及び字前田地内